

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）（抄）
 （**第十七条**関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一 千八百七十円を基準として厚生労働大臣が都道府県の区域（<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以下この条において同じ。</u>）を勘案して定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額</p> <p>二 法第二条第一項に規定する障害児の障害の状態の判定又は診断に必要な費用として、厚生労働大臣が、前年度末において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶養手当の支給を受けていた者の数、当該年度において市町村長（<u>指定都市の長を除き、特別区の区長を含む。</u>）から当該都道府県知事に対して進達された法第五条に規</p>	<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一 千八百七十円を基準として厚生労働大臣が都道府県の区域を勘案して定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額</p> <p>二 法第二条第一項に規定する障害児の障害の状態の判定又は診断に必要な費用として、厚生労働大臣が、前年度末において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶養手当の支給を受けていた者の数、当該年度において市町村長（特別区の区長を含む。）から当該都道府県知事に対して進達された法第五条に規定する認定に関する</p>

定する認定に関する請求書の数等を勘案して定める額

三 職員旅費として厚生労働大臣が当該都道府県の区域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）の数等を勘案して定める額

四 法第二十九条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する処分についての審査請求（指定都市の長の行った特別児童扶養手当の支給に関する処分についてのものに限る。）、異議申立て又は再審査請求に対する裁決又は決定をするために行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条の規定（同法第四十八条及び第五十六条）において準用する場合を含む。）により当該都道府県知事が当該年度において陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額

（指定都市に交付する事務費の額）

第二条 前条（第四号を除く。）の規定は、法第十四条の規定により毎年度国が各指定都市に交付する事務費の額について準用する。この場合において、前条第一号中「千八百七十円」とあるのは「三千六百九十五円」と、「都道府県の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域」とあるのは「当該都道府県の」とあるのは「当該指定都市」と、同条第二号中「当該都道府県の」とあるのは

請求書の数等を勘案して定める額

三 職員旅費として厚生労働大臣が当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の数等を勘案して定める額

四 法第二十九条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する処分についての異議申立てに対する決定をするために行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十八条において準用する同法第二十七条の規定により当該都道府県知事が当該年度において陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額

（新設）

「当該指定都市の」と、「市町村長（指定都市の長を除き、特別区の区長を含む。）から当該都道府県知事に対して進達」とあるのは「指定都市の長に対して請求」と、同条第三号中「都道府県の区域内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。）とあるのは「指定都市の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）」と読み替えるものとする。

（市町村に交付する事務費の額）

第三条 法第十四条の規定により毎年度国が各市町村（指定都市を除く。）に交付する事務費の額は、千八百二十五円を基準として厚生労働大臣が定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。

（市町村に交付する事務費の額）

第二条 法第十四条の規定により毎年度国が各市町村に交付する事務費の額は、千八百二十五円を基準として厚生労働大臣が定める額に、当該年度の十二月三十一日において当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、法第五条に規定する認定を受けている者の数を乗じて得た額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。